

秋田県公文書館講座古文書整理ボランティア規約

(規約への同意)

- 1 ボランティアへの申込希望者においては、「秋田県公文書館講座古文書整理ボランティア認定証」の交付をもって、本規約及び募集要項に定める各事項に同意したものとみなす。

(ボランティアの遵守事項)

- 2 ボランティアは、自身が公文書館のスタッフの一員として活動している自覚をもち、次の事項を遵守すること。
 - (1) ボランティアの活動は、公文書館長が定めた日時・場所において行うこと。
また、活動日に早退や遅刻、欠席をする場合は、公文書館担当職員に連絡すること。
 - (2) ボランティアの活動は、公文書館担当職員の指導・立ち会いのもとに行うこと。
また、活動において不明な点が生じた際等、公文書館担当職員との連絡を密にとること
 - (3) ボランティアは、活動中に知り得た情報（個人情報や一般に公開していない内容等）について、家族を含め第三者へ決して口外しないこと。（守秘義務を負う。）
また、資料等の扱いにおいて、無断で写真をはじめとするその他記録を撮ってはならない。
いずれの場合においても、ボランティア活動に関する情報をインターネットやSNSに不適切に書き込んで서는ならない。
 - (4) ボランティアは、活動にあたり、公共の利益及び公序良俗に反する、または反するおそれのある行為をしてはならない。
 - (5) ボランティアは、活動にあたり、政治活動、宗教活動、営利活動及び風評の流布等を行ってはならない。
 - (6) ボランティアは、公文書館の業務に支障をきたすような発言や行動は慎むこと。
 - (7) ボランティアは、活動の際は名札を着用すること。
 - (8) ボランティアは、活動中に来館者と接する際は、公文書館スタッフの一員として、適切なふるまいを心がけること。

(活動辞退によるボランティア登録の解除・抹消)

3 公文書館長は、ボランティアが登録の辞退を申し出た場合、ボランティア登録を解除及び抹消することができるものとする。

(不適切行為によるボランティア登録の解除・抹消)

4 公文書館長は、ボランティアが左記遵守事項を遵守できないと認められる場合に加え、次の各項目で挙げる場合において、ボランティア登録を解除及び抹消することができるものとする。

- (1) 登録者の登録情報が虚偽であった場合や、申込条件を満たしていないことが明らかになった場合。
- (2) ボランティア活動に支障をきたす行為や来館者、他のボランティア、公文書館職員に迷惑をかけるような行為、または違法と判断する行為があった場合。
- (3) 公文書館に関するイメージを損なう行為や言動があった場合。